

## 【研究ノート】

## 近代日本の精神病院における聾患者

## ～東京府巢鴨病院年報を中心に～

當 間 正 敏

関東聾史研究会

あらまし：我が国における精神医療史研究は数多くあれど、聾者に関してはほとんど言及がなされていない。しかし聾者といえども、精神病と無関係であったはずはなく、そこには必ず何らかのかかわりがあったはずである。そこで近代期の日本における精神医療の中心的存在であった東京府巢鴨病院年報を分析整理したところ、明治22年から大正7年にかけての期間、東京府巢鴨病院には聾退院患者及び聾死亡患者が存在していたことが明らかとなった。本稿においては、この東京府巢鴨病院が発行した巢鴨病院医事年報及び東京府巢鴨病院年報に記載されていた聾患者を中心に、我が国における近代期精神医療と聾者との関わりについて、ほんの一部分ではあるが考察を試みた。

## 1. はじめに

精神病院法（大正8年法律第25号）が公布施行されたのは大正8年（1919年）であるが、それ以前の日本において精神病患者はごく一部の例を除いて精神病院に入ることもままならず、明治33年（1900年）に公布施行された精神病患者監護法（明治33年法律第38号）による私宅監置という環境に置かれるのが主であった。これについて赤倉貴子は「精神病患者監護法に貧者救済の手續が規定されなかったことと同時に、政府が約した官公立精神病院の設置がなされなかったため、貧者は私宅監置に頼らざるを得ない状況」だったためと指摘している（1）。つまりここはこの当時、公費による入院を除き、精神病院に入院して「治療」を受けられるのは生活が裕福な家庭の精神障害者に限られていたことが示唆されている。

当時の精神病患者のなかには当然聾患者も含まれていたであろうにもかかわらず、この社会的背景を基にしての明治から昭和時代前半の戦前期において精神病患者となった聾患者に関する研究、特に精神病患者監護法と精神病院法との関わりに焦点をあてた聾史研究は皆無に近い。それが故に、この時代については精神病患者を併せ持った聾患者の実態に関して、実に未解明な部分がきわめて多い。そこで、戦前期における精神医療史と聾患者の関わりについての研究を始めることにした。本稿においては、精神病院法成立以前の近代に設立された東京府巢鴨病院における聾患者退院動向及び死亡患者動向について整理を行い、さらに当時の日本における精神病患者の実態とを比較しての考察を試みた。なお、本稿においては引用にあたって漢字は旧字体のままで記載した。

## 2. 東京府巢鴨病院

### 2-1 病院史

東京府巢鴨病院の歴史は古く、創立日については諸説あるが、岡田靖雄によれば明治12年（1879年）7月25日に東京府養育院内に開設された癲狂室を東京府病院が借り受けて癲狂人の治療を介したことがその始まりであり、同年10月10日に東京府養育院から癲狂室が分離し、24日を以て東京府癲狂院が発足した（2）。明治22年（1889年）には東京府巢鴨病院と改称し、大正8年（1919年）に東京府荏原郡松沢村（現、東京都世田谷区）に移転し、東京府立松沢病院と改称した（3）。現在の東京都立松沢病院は精神科病床が約1200床あり、日本最大の精神科病院として存在する。

なお日本最初の精神病院は京都府において明治8年（1875年）に公立の精神病院として設立された「京都府療病院付属癲狂院」であったが、しかし明治15年（1882年）には経営難で廃院されている。そのため、東京癲狂院に始まる東京府巢鴨病院は暫らくの間唯一の官公立精神病院であった期間がある（4）。

### 2-2 病院年報

東京府巢鴨病院は明治27年（1894年）に「巢鴨病院医事年報」を発刊し、第1号は明治26年（1893年）版となり、以降毎年1回発行されている。その後の明治36年（1903年）には「東京府巢鴨病院年報」と改題され、大正8年（1919年）に東京府立松沢病院と改称されたのと同時に「東京府立松沢病院年報」となった。

しかしこれら一連の年報は1箇所さま

とまった形では保管されておらず、国立国会図書館（National Diet Library）所蔵のマイクロフィッシュやNDL近代デジタルアーカイブのほか、東京都立図書館、東北大学附属図書館医学分館、京都府立医科大学附属図書館、福岡教育大学附属図書館に残されていた年報の複写によって、明治27年（1894年）から昭和14年（1939年）のほぼすべてを入手することができた。ただし本稿においては精神病院法成立以前がテーマのため、このうち明治27年（1894年）から大正7年（1918年）の期間に発行された年報を取り扱う。

なお、昭和15年（1940年）から昭和20年（1945年）の年報は公立図書館及び大学図書館のいずれにも所蔵がなく、この期間の年報史料所在調査が今後の課題となっている。

## 3. 東京府巢鴨病院と聾患者

### 3-1 患者統計

明治26年（1893年）から明治35年（1902年）にかけて発行されていた巢鴨病院医事年報には患者統計が記載されているが、退院患者に関するものが中心である。これは岡田靖雄によれば「患者の入院時には本人からも家族からも的確なことはききだしにくく、病名も確定しにくいという理由」があったからだとされている（5）。

その中に「退院患者ノ合併症表」というのがあり、退院患者がどのような合併症を持っていたかについての統計として構成されている。なお、この表においては、本病と合併病、性別、合計人数というように記載がされているが、この合併

病というのは合計人数の空白欄がないことから、当該年において該当する合併病を持った退院患者がいた場合にその病名を記入したと思われる。そのため年によって合併症名にばらつきがある。

さらに明治36年（1903年）以降大正7年（1918年）まで発行された東京府巢鴨病院年報においては、上述と同一手法による統計が記載されているが、こちらは「退院者病症ニ對スル既往ノ病歴」となっている。合併病の部分が既往病歴となっている点以外は「退院患者ノ合併症表」と構成が似通っている。ただ既往病歴がより詳細に、小兒期、破瓜期、成年期と分類化されるようになっている。

### 3-2 聾とされる退院患者

これらの「退院患者ノ合併症表」及び「退院者病症ニ對スル既往ノ病歴」のなかで合併症または既往病歴の部分で「聾啞」もしくは「聾」または「耳聾」と記載がなされている年が存在することを確認したので、それらを下記の〔表1〕としてまとめた。当時は「聾」は合併症もしくは既往病とみなされていたのだろうかという疑問は残るが、今後の機会に検討したい。

なお、表1には記載していないが、明治29年版年報には合併諸病欄に「重聴及聾」という記載も見受けられた。しかし当時の医学専門書などを見るに、重聴というのはいわゆる耳が遠いという定義が存在するため、今回はあえて外したことを断っておく。この「重聴及聾」とされた患者については、重聴という用語の定義も含め、今後の研究課題となろう。

さて、この表からは、明治29年（1896

表1 明治26年～大正7年退院者のうち「聾」と記載があった年及び精神病名、性別一覧

和暦	合併症 (既往病)	精神病名	性別
明治29	聾啞	白癡	男
明治31	聾	續癡狂	男
明治33	聾	中酒狂	男
明治41	耳聾	早發性癡呆	男
大正 6	聾啞	癲癇性精神病	男

※人数はいずれも1人

年)、明治31年（1898年）、明治33年（1900年）、明治41年（1908年）、大正6年（1917年）に各1人ずつ計5人の聾患者が東京府巢鴨病院から退院していることが読み取れる。そして全員が男性であった。ただしここで留意したいのは、「退院」という意味が一般的にいう「病気が回復」して退院するという定義ではないことである。これについて「病院年報における患者動態では、主として自費から公費への入院費用種目変更を入退院の人数にいられていることがおおく、この分をひいた入退院の実人数を把握することはかなり困難」であるとの指摘がなされている（6）。したがって〔表1〕に記載されている聾患者の動態についても、やはり自費入院から公費入院へと切り替えられた事例が混在している可能性があることを考慮する必要がある。

### 3-3 退院患者数の比較

なお、〔表1〕は聾患者に限ったものであるが、東京府巢鴨病院全体の年ごとの在院患者数、退院患者数はどうであったのかにつき、岡田靖雄が調査報告している（7）、その数字と聾患者退院実績と比較してみたのが〔表2〕である。

表2 明治26年～大正7年の在籍患者数及び退院患者数、聾患者退院数

和暦	年間 在籍	年間 退院	聾患者 退院
明治26	836人	493人	
明治27	745人	418人	
明治28	732人	388人	—
明治29	717人	368人	1人
明治30	820人	454人	
明治31	821人	454人	1人
明治32	662人	304人	
明治33	615人	260人	1人
明治34	593人	196人	
明治35	633人	230人	
明治36	478人	134人	
明治37	492人	150人	
明治38	620人	198人	
明治39	614人	180人	—
明治40	613人	194人	
明治41	610人	187人	1人
明治42	562人	159人	
明治43	616人	175人	
明治44	571人	144人	
大正 1	553人	137人	
大正 2	530人	100人	
大正 3	546人	129人	
大正 4	544人	116人	
大正 5	563人	135人	
大正 6	579人	170人	1人
大正 7	632人	231人	
合計	16,297人	6,104人	5人

※年間在籍、年間退院数は岡田靖雄 1981による。  
※「—」部分は年報未入手のため未確認

東京府巣鴨病院において明治26年(1893年)から大正7年(1918年)の在院患者は延べ16,297人で、その期間中に同病院を退院したとされる患者数は累計で6,104人である。それに比べ、聾患者の期間中退院者は5人であり、年間退院患者数のうち0.1%にも満たない数字であることがわかる。

### 3-4 年報にみる死亡患者

同年報には「患者及其ノ疾病」という項目もあり、「死亡者中親族其ノ他ノ出願ニヨリ東京帝國大學醫科大學ニ於テ全身又ハ局部ノ解剖ヲ爲シ精神病及身體的診断ノ確實トナリタルモノ」という前置きのもとに、巣鴨病院内において死亡した患者の解剖結果が掲載されている。このなかに「病症」という部分があり、やはりこちらにも聴覚障害を指す「聾啞」が記載されている年が存在した。それらを下記の[表3]としてまとめた。いずれも氏名が出ているが、一部伏字となっている。

表3 死亡後解剖患者一覧における聾患者

和暦	死亡 月日	年齢	病症	死因
大正6	8月18日	31	白痴癲癇 聾啞	脚気
大正7	9月10日	16	聾啞	脚気
//	11月23日	43	聾啞	衰弱

### 3-5 退院患者と死亡患者の比較

退院患者のなかで聾啞(聾・耳聾含む)とされていた5人の患者はいずれも精神病名が記載されていたのに対し、院内において死亡した患者3人中2人は精神病名が記載されていない。むしろ「聾啞」が病症とされている。この2人はいずれも大正7年(1918年)に脚気及び衰弱にて死亡している。

なお、大正7年に巣鴨病院内にて死亡した患者は99人おり、そのうち解剖されたと考えられる患者は24人いるが、この24人の中で病症欄に精神病名が記載されていないのは上記の聾患者2人だけである。したがって、この2人の聾患者は精

神病を理由に東京府巢鴨病院に入れられたのではない可能性が指摘できよう。

また性別についても、退院患者は5人すべてが男性とされている一方で、死亡患者の方では性別が記載されておらず、男女の区分が不可能となっている。ただし、大正7年11月23日に衰弱で死亡したという「竹○け○」という聾患者は、解剖の結果としての「其他ノ所見」の欄に、「子宮筋腫」という記載があり、女性だったということがわかる。これにより、東京府巢鴨病院に入院していた聾患者には男性のみならず女性も存在したことが判明した

## 4. 明治から大正期における精神病院

### 4-1 公式調査報告から

明治～大正期の精神病患者治療の実態について、内務省衛生局保健衛生調査室が大正7年（1918年）に出した「精神病者私宅監置ノ実況」にその姿を見ることができ。東京府巢鴨病院院長の呉秀三が日本における精神病者の実態について「蓋シ方今我邦ニ現在スル精神病者ノ数ハ凡ソ十四五万ノ多数ニ及ブベキモ、之ガ治療・保護ニ当ルベキ官公立精神病院ハ寔ニ少数」であり、「私立精神病院ノ收容率モ亦僅少ニシテ、此官公私三者ヲ合スルモ猶ホ漸ク約五千人ヲ收容」するのみであると指摘している。そして「残余約十三四万人ノ多数ナル病者ハ、監護法ノ定ムル所ニヨリ之ヲ私宅監置室ニ監置シ、或ハ神社・仏閣ニ於ケル祈祷・禁厭・灌瀧等ニヨリ、或ハ民間流布ノ療方ヲ以テ処置セラル、ナリ」と言及し、さ

らに「是ニ由テ之ヲ觀レバ全國十四五萬ノ精神病者ニ對シテ吾人ノ有スル收容機關ノ收容率ハ約三・六%乃至三・三%ニシテ其施設ハ實ニ甚シク不備ナリト謂ハザルベカラズ。」と述べている（8）。

さらに、大正6年（1917年）に行われた全国規模での精神病者に関する調査を武崎宗三が報告しているが、それによれば、精神病者は全国で64,934人（男性40,848人、女性24,066人）となっている。その中で注目したい点として、官公私立精神病院や一般的な病院内に併設されている精神病室、癲癲養所、行旅病人收容所、監獄などに收容されている「在院精神病者」が5,004人であるのに対し、未監護及び私宅監護となっている精神病者は59,930人となっており、何らかの形で精神病院に入院又は関連施設に收容されている精神病者が全体の7.7%しかいないことがわかる（9）。なお、この報告の統計について赤倉貴子は「病院以外の施設では、治療が受けられたとは考えにくいから、これらを在院と考えることには疑問がある」とし、「感化院等に收容されていれば、私宅監置よりは良好な状態であると考えられたため、ここでは在院とされたのであろうか」との指摘をしていることも考慮する必要がある（10）。

### 4-2 全国における医療体制の実情

日本各地にどの程度精神病院が設立されていたのかについてであるが、たとえば岩手県においては財団法人岩手済世医学会岩手保養院が昭和8年（1933年）に開設されたのが最初であり、戦後の昭和25年（1950年）に公立精神病院が設置されるまでは岩手保養院が県内唯一の精神病

院であったという(11)。また、和歌山県においては大正8年(1919年)に和歌浦病院が開院したのがその始まりという。但しこの時点では精神病床を60床備えていたのみであり、結核患者用の病床も別に備えていた。この和歌浦病院が単科の精神病院への転換を行い始めたのは昭和8年(1933年)からである(12)。さらに、鹿児島県では大正12年(1923年)に鹿児島県立鹿児島病院内に精神科が開設されたことにその始まりを見、翌年の大正13年(1924年)に鹿児島県立鹿児島病院精神科分院が設立されている。これは公立病院としては東京府立松沢病院に次いで2番目の設立であったという(13)。

官公立精神病院に至っては、大正8年(1919年)に精神病院法が施行されているにもかかわらず、前述の鹿児島以降は大正15年(1926年)大阪、昭和4年(1929年)神奈川、昭和6年(1931年)福岡、昭和7年(1932年)愛知、昭和12年(1937年)兵庫、昭和20年(1945年)京都と、戦前期に設立されたのはわずか8病院だけであった(14)。

また、大正7年(1918年)時点で精神病患者を収容している施設の病床は約6,000床あったが、そのうち4,200床が東京府、京都府、大阪府内に存在し、さらにそのうち2,930床が東京府内に存在していた。つまり6,000床の半分が東京府内にあり、三府以外に存在していた病床数はわずか1,800床であったという(15)。このことから東京、京都、大阪を除く道県における精神病患者医療体制はきわめて立ち遅れていたことがわかり、特に官公立精神病院は大正13年(1924年)ま

では東京府巢鴨病院ただ一箇所のみであった。

さらに当時精神病を専門とする医者数がどの程度いたのかについて、大正8年(1919年)に開催された第41回帝国議会議院精神病院法案委員会第2回委員会にて杉山四五郎政府委員が答弁を行っている。それによれば大正7年(1918年)の時点で精神病を専門とする医者は300名足らずであり(16)、全国において精神病を専攻とする学生は東京帝国大学医科大学131人、京都帝国大学医科大学13人、東北帝国大学医科大学1人、九州帝国大学医科大学15人、千葉医学専門学校11人、京都府立医学専門学校50人、府立大阪医科大学35人、岡山、金沢、長崎、新潟、愛知などの医学専門学校に1~9人の学生がおり、合計で285人が在籍していると述べている(17)。

## 5. 考察

### 5-1 巢鴨病院の聾患者について

明治から大正期においては、当時の精神病院の収容能力がわずか5,000床程度しかなく、精神病者の全員を収容するのは事実上不可能であったということと、その精神病床の半数以上が東京府に存在していたために、地方の精神病者は入院する機会すらも初めから与えられていなかったともいえる。また、明治38年(1905年)前後の東京府巢鴨病院入院費用は1日あたり自費一等2円、自費二等1円20銭、市町村委託30銭となっていた(18)。明治38年当時の1円は現在の価格に換算すると約20,000円であったという。とすれば自費一等での入院には、1

日約40,000円、自費二等は約24,000円ということになる。このあたりの貨幣価値については議論がわかれようが、いずれにせよ当時の自費入院にはかなりの費用が必要であったことがわかる。

このようにさまざまな背景があり、少なくとも大正期までは精神病を治すために精神病院で治療を受けるというのは一般的ではなく、金銭的な余裕がない家庭の精神病者はむしろ精神病者監護法に基づいて自宅に監置されることが多かった。これら当時の状況について、橋本明は「不完全な施設収容しかなかった戦前の状況は、よくも悪くも「患者の地域生活」がさまざまなかたちで行われていた時代」であったとも指摘している(19)。このような社会背景にも関わらず聾患者が東京府巣鴨病院に入院、退院していた事実は、当時の聾患者を取り巻く社会を考察するうえで重要な意味を持つ。したがって、これら聾患者の実態等についての分析が今後の課題となろう。

## 5-2 「聾」を指す言葉

東京府巣鴨病院の年報に記載されていた統計表では、聾を指す言葉として「聾啞」、「聾」、「耳聾」の3種類が用いられていることがわかった。これについて、各年の統計表内における別の合併症又は既往病歴にて使用されている医学用語が一貫して統一されていることから考えるに、また統計を取る意味として、既往病歴と精神病名とのかかわりを調査するという目的も含まれていたであろうことから、ただ単に発行年によって言葉が変わってしまったというのは考えにくい。

特に、明治29年(1896年)の「聾啞」

以降、「聾」と「耳聾」が使用された年があるにもかかわらず、大正6年(1917年)に再び「聾啞」が使用されている。このことから、東京府巣鴨病院においては「聾啞」、「聾」、「耳聾」をそれぞれ異なる定義において使用していたのではないかとも考えられるが、このあたりの考察については、戦前期における言葉使い分けに関しての新たな研究成果を待ちたい。

## 5-3 聾退院患者の性別

東京府巣鴨病院を退院したとみられる5人の聾患者はいずれも男性であり、女性はいなかった。しかし一般的な退院患者の性別差はそんなに多くはなく、大正7年(1918年)を例にとっても総退院者231人中男性130人、女性101人となっている。

そこで、この退院者231人について既往病歴を持っていたか否かで分類してみると、既往病歴がない場合は男性34人に女性38人と大差はない。ところが既往病歴がある場合は男性93人なのに対し、女性51人と、大幅な差が出てきている。この年に限った話ではなく、例えば明治40年(1907年)では既往病歴のある退院患者は男性67人に対し、女性は34人とほぼ2倍の開きがあり、このような傾向は他の年においても同様である。

さらに5-1でも述べたように、当時は精神病院に入院するということは高額な費用がかかるという意味にもなり、それと考えあわせてみると、そのために病気ではなく障害がある場合、特に聾患者で精神病院に入院するのは男性が必然的に多くなり、その一方で、当時としては収

入源とはなりにくい女性は入院せずに何らかの施設に収容又は自宅に留め置かれるという傾向があったのではないかと考えられる。

これについても当時の社会的背景と合わせてのさらなる研究が必要であろう。

#### 5-4 聾患者の精神病名

東京府巢鴨病院年報に残されていた聾退院患者の精神病名については、5人とも診断名が異なり、それぞれ白癡、續癡狂、中酒狂、早発性癡呆、癲癇性精神病の5種類となっている。また、聾死亡患者3人中1人は白痴癲癇と診断されている。しかしながらこの精神病名診断については、中酒狂は別にしても、実際どうであったのかについては疑問が残る。

例えば白癡であるが、これについて東京帝国大学医学部精神学講座の講師であった三宅鑛一は、白痴は「精神發育状態ガ兒童七八歳頃マデナルモノ」と定義しており、特に教化不能白痴について「知力ノ發育最モ劣等ナルモノニシテ、第一、感覺器ニ多クノ障礙ヲ認メラレ、盲、啞、聾、ナルモノ少シトセズ」と述べている(20)。三宅の分類は明治41年(1908年)のものであり、聾患者が「白癡」と診断されたと思われる明治29年(1896年)前後とは時間差があるが、このことから当時「白癡」と診断された聾患者については、当時の社会的背景、聾教育背景とも併せての慎重なる分析を今後行っていく必要がある。これは續癡狂、早発性癡呆、癲癇性精神病についても同様であり、本研究における今後の課題となる。

## 6. おわりに

以上、明治27年(1894年)から大正7年(1918年)の期間に発行された年報に基づいての分析及び考察を試みた。今回は東京府巢鴨病院の事例が中心であったが、聾患者が入院していたという事実が確認できた以上、他の精神病院、特に私立病院においても聾患者が入院していたかもしれないという推定が可能となった。また、聾患者の病名についても様々な問題が内包されているのではという問題点も設定できた。これらにつき、今後、考察の部分にて示したいくつかの課題とともに戦前期における聾患者の精神病患者の実態について研究を進め、最終的には戦前期における精神医療史と聾患者の関わり、特に聾患者にとっての精神病院がどのような場であったのかの解明を行っていきたい。

## 7. 註

- (1) 赤倉貴子「明治33年「精神病者監護法」の問題点と新法成立に向けての活動」、『六甲台論集 法学政治学篇』,48 (2) ,2001年,p.18
- (2) 岡田靖雄『私説松沢病院史』,岩崎学術出版社,1981年,p.43
- (3) 松沢病院120周年記念誌刊行会編『松沢病院120年年表』,星和書店,2001年,p.6
- (4) 岡田靖雄『私説松沢病院史』,岩崎学術出版社,1981年,p.11
- (5) 岡田靖雄「戦前の精神科病院における死亡率」、『医学史研究』,55,1981年, p.529
- (6) 同上,p.529
- (7) 同上, p.530
- (8) 内務省衛生局保健衛生調査室「精神病者私宅監置ノ実況」,1918年
- (9) 武崎宗三「本邦精神病者の統計的觀察」,『精神異常者と社会問題』,1918年
- (10) 赤倉貴子「大正八年「精神病院」の成立」,『神戸法學雜誌』,52 (3) ,2001年,p.69



- (11) 田辺有理子「精神病患者監護法時代の精神障害者処遇の歴史」,『岩手県律大学看護学部紀要』,10 (9) -22,2008年,p15
- (12) 山本明弘・板原和子・志波充「和歌山県における精神障害者処遇の歴史」,『和歌山県立医科大学保健看護学部紀要』,2,2006年,p.9
- (13) 東中須恵子「歴史に見る精神障がい者の処遇・鹿児島県公立病院の場合」,『看護学統合研究』,10 (2) ,2009年,p60
- (14) 岡田靖雄『日本精神科医療史』,医学書院,2002年, p.169-173
- (15) 樫田五郎「我邦に於ける精神病院の発達及び現況」,『精神異常者と社会問題』,1918年
- (16) 第41回帝國議會衆議院精神病院法案委員會議録(速記)第二回,p12
- (17) 第41回帝國議會衆議院精神病院法案委員會議録(速記)第二回,p5
- (18) 東京府巢鴨病院『東京府巢鴨病院規則』,1905年
- (19) 橋本明「わが国の精神科領域における「患者・家族・地域の歴史」研究序論」,『精神医学史研究』,2007年,11 (2) ,p.123
- (20) 三宅鑛一・松本高三郎『精神病診断及治療学』,南江堂,1908年,p.464-467